

# 一般会計等財務書類における注記

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
- ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- イ 昭和60年度以降に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明な物……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次の通りです。  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明な物……………再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)
- ② 満期保有目的以外の有価証券  
該当ありません。
- ③ 出資金
- ア 市場価格のあるもの……………該当ありません
- イ 市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建物  | 5年～50年 |
| 工作物 | 5年～60年 |
| 物品  | 2年～40年 |
- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法(耐用年数:5年)
- ③ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金  
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)にたいするものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ② 徴収不能引当金  
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金  
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ④ 賞与等引当金  
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (5) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引  
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)通常  
の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。  
イ ア以外のファイナンス・リース取引  
通常  
の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引  
通常  
の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物  
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

#### (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 物品及びソフトウェアの計上基準  
物品については、取得価額が100万円(美術品は300万円)以上の場合に資産として計上しています。  
ソフトウェアについては、取得価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。
- ② 資本的支出と修繕費の区分基準  
資本的支出と修繕費の区分基準については金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるとき、基本的に修繕費として処理する基準としております。

## 2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

## 3 重要な後発事象

該当ありません。

## 4 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次の通りです。(普通会計と同じ範囲です。)
- 一般会計
  - 母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計
  - 産業振興資金会計
  - 公共用地取得先行事業会計
  - 都市開発資金貸付事業会計
  - 熊本駅西土地区画整理事業会計
  - 植木中央土地区画整理事業会計
  - 奨学金貸付事業会計
  - 公債管理会計
- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次の通りです。
- |          |       |   |
|----------|-------|---|
| 実質赤字比率   | —     | % |
| 連結実質赤字比率 | —     | % |
| 実質公債比率   | 6.6   | % |
| 将来負担比率   | 126.7 | % |
- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額 18,902 百万円

### (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の内訳は、次の通りです。
- ア 範囲
- 売却が予定されている公共資産
- イ 内訳
- |       |        |
|-------|--------|
| 事業用資産 | 43 百万円 |
| 土地    | 43 百万円 |
- 令和2年3月31日時点における貸借対照表における簿価を記載しています。
- ② 基金借入金(繰替運用)
- |           |            |
|-----------|------------|
| 財政調整基金    | 5,994 百万円  |
| 熊本城復元整備基金 | 5,572 百万円  |
| その他       | 14,220 百万円 |
- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額含まれることが見込まれる金額 357,674 百万円
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は次のとおりです。
- |                           |             |
|---------------------------|-------------|
| 標準財政規模                    | 191,297 百万円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 20,259 百万円  |
| 将来負担額                     | 627,620 百万円 |
| 充当可能基金額                   | 22,532 百万円  |
| 特定財源見込額                   | 31,561 百万円  |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額    | 357,674 百万円 |

- ⑤ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道等は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

ア 指定区間外の国道等

土地	4,211 百万円	
工作物	22,311 百万円	(減価償却累計額 18,075 百万円)
建設仮勘定	15,717 百万円	

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 ▲16,942 百万円

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	396,304 百万円	388,347 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	10,918 百万円	10,300 百万円
資金収支計算書(歳入に前年度末資金残高含む)	407,222 百万円	398,647 百万円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支決算書は一部の特別会計の分だけ相違します。(相殺処理含む)

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の主な内訳  
資金収支計算書

業務活動収支	▲16,277 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	14,527 百万円
減価償却費	▲17,291 百万円
賞与等引当金繰入額	▲5,937 百万円
退職手当引当金繰入額	▲5,714 百万円
徴収不能引当金繰入額	▲477 百万円
資産除売却損	▲976 百万円

純資産変動計算書の本年度差額 ▲2,245 百万円

- ④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	50,000 百万円
一時借入金に係る利子額	2 百万円